

◆◆◆ ベトナム仲裁セミナーのご案内 ◆◆◆

—VIAC仲裁の主要な実務を理解する—

■ ■ セミナー内容 ■ ■

公益社団法人日本仲裁人協会（JAA）関西支部は、ベトナムの主要な仲裁機関であるVietnam International Arbitration Centre(VIAC)の仲裁手続の概要及び留意点を理解することを目的とするセミナーを開催します。

日本企業にとって、ベトナムがより重要となる理由は、米国の通商政策等の理由でチャイナプラスワンの必要性が高まっているところ、①人件費、②有力市場である中国との近接性、③CPTPP加入等の積極的な貿易協定参加、という点からベトナムが優位性を有しているといわれていることにあります。このような状況の中、日本企業のベトナムに対する直接投資、そして、ベトナム企業（日本より積極的に投資をしている韓国企業や台湾企業のベトナム子会社も含む）との取引が増えています。

そこで、日本企業がベトナム企業との間の契約において適切な仲裁条項を設定するために、また、実際にVIAC仲裁条項を規定している契約を締結している場合には将来の紛争状況の対応のために、VIACの仲裁手続の実務を理解することは、有用と思われます。本セミナーでは、ベトナムの仲裁実務をリードしているAnh 弁護士を招いて行います。講演内容を効率的にご説明させて頂くために、前半はベトナムに駐在する江口弁護士よりVIAC手続の特徴を日本語にて説明させて頂いた上で、適宜、Anh 弁護士に質問を行い、後半は特に重要な論点についてQ&A方式でAnh 弁護士に解説頂きます。

ベトナムビジネスに関係又は興味を有する企業の事業関係者、これらの企業をサポートする弁護士の方は、ぜひご参加ください。

◆ 本セミナーは、ウェブ・会場でのハイブリッド開催となっておりますが、せっかくの機会ですので、皆様に会場でお会いできることを楽しみにしています。

■ ■ プログラム ■ ■ ※英語及び日本語で開催いたします。

- I. 講 演 Dang Viet Anh 弁護士（ANHISA法律事務所 マネジメントパートナー）
 江口拓哉 弁護士（JAA関西支部副支部長、森・濱田松本法律事務所ベトナムオフィス）
 Part A VIAC仲裁の特徴（概要/スケジュール/仲裁人選任手続/審問手続）
 Part B ベトナムの仲裁実務の留意点（執行承認/仲裁人研修/調停実務）

II. Q&A

主 催 公益社団法人日本仲裁人協会（JAA）関西支部

共 催 大阪商工会議所

後 援 日本国際紛争解決センター（JIDRC）、大阪弁護士会

日 時 2022年10月24日（月）午後3時30分～午後5時

場 所 大阪弁護士会館 10階 1001・1002会議室（定員：72名）

Zoom Webinar開催 （定員：先着500名）

参加費 無料

申 込 下記申込みフォームから申込ください ※会場・ZOOMいずれも要事前申込
→<https://reg26.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=mat-pelbl-c8687834c3cd87196e60adc6ed9df8b5>

※お手数ですが、ZOOM参加の場合は上記フォーム内記載のURLから別途ウェビナー登録をお願いします。

※ZOOM参加は事前登録後、確認メールが届きます。当日は確認メール記載のリンクから入室ください。

※お申込みの際にご入力頂いた情報は、本事業の事務連絡等に利用するとともに、主催者・共催者からの各種連絡や情報提供（eメールによる事業案内を含みます。）に利用します。これらについては、入力者に関係なく申込者ご本人が同意されたものとして取り扱わせて頂きますので予めご了承下さい。

お問い合わせ先 JAA関西支部（大阪弁護士会法律相談部ADR課 担当 吉村）

TEL：06-6364-1238 FAX：06-6364-1255

【セミナーに関するお願い】

- 本セミナーで提供するテキスト等のコンテンツの全部または一部は、本セミナー受講用途でのみご利用ください。
- コンテンツの全部または一部に関する著作権は、主共催者・講演者・その他の著作権者に帰属します。
- 受講者が著作権者の許可なく本セミナー資料およびコンテンツの複製（テキストの印刷、録音・録画等を含む）、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等を行うことは、著作権侵害となる場合があります、また講演者や他の受講者等の肖像権を侵害する行為になる場合があるためご遠慮ください。

【ご来場の方へ】

ご来場の方は、所属先の基準に従って参加の可否をご判断の上で、参加にあたりましては以下ご留意のほど宜しくお願いいたします。

1. 来場にあたってのお願い

- (1)必ずマスクをご着用ください。

※マスクは弊所では提供できません

※マスクの着用がない場合、入場をお断りすることがあります

- (2)手洗いを積極的に行ってください。

※会場出入口に備え付けのアルコール消毒液をご利用ください

- (3)会場では事務局の指定した席にお座りください。

※指定外の席にお座りの場合、ご退場いただくことがあります

2. 当日以下に該当する方は参加をご遠慮ください

- (1)体温が37.5℃以上の発熱がある
- (2)倦怠感や息苦しさ、風邪のような症状がある
- (3)継続的な咳・くしゃみがある
- (4)嗅覚、味覚の異常を感じる
- (5)新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある
- (6)同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる

3. 感染発生の場合

- (1)ご来場の方々の関連情報を関係所轄（保健所・役所等）へ報告することがございます。
- (2)本イベント参加により各種疾病に罹患しても主催者は一切の責任を負いません。

【その他】

- 自然災害等が発生した（する恐れがある）場合やその他の状況において、主催者は予告なく開催時間を変更したり、開催を延期または中止したりする場合があります。また、その他の諸事情によっても予告なくセミナーが延期・中止となることがあります。主催者は、これにより生じた申込者の損失及び損害を補償しません。
- 主催者は、運営上の立場から問題がある（問題が生じる恐れがある）と判断した場合には、当該対象者に対して申込を制限したり、参加の取消を求めたりする場合があります。なお、これにより当該対象者に生じた損害について主催者は一切の責任を負わないものとします。
- 主催者は、本イベントを契機として参加者間で生じた一切に関し、その責任を負いません。
- ここに記載されていない事項については、主催者がその解釈と決定を行う権利を保有します。

お問い合わせ先 JAA関西支部（大阪弁護士会法律相談部ADR課 担当 吉村）

TEL : 06-6364-1238 FAX : 06-6364-1255